

## 議案第63号

### 財産の処分（株式会社鳥取県情報センター株式）について

次のとおり財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 財産の内容

種 類	品 名	数 量
有価証券	株式会社鳥取県情報センター株式	420株

#### 2 相手方

鳥取市寺町50番地

株式会社鳥取県情報センター 代表取締役社長 谷 口 真 澄

#### 3 処分予定価格

177,856,980円

#### 4 処分の理由

株式会社鳥取県情報センターから、更なる民営化を推進するため、現在、県が保有している同社の株式の一部を買い受けたい旨の申請があった。県としては、この方針を認

め、財源確保の一環として、同社株式を処分しようとするものである。